

【制度改正に伴う専門家派遣事業】

改正民法（債権法）セミナーのご案内

日 時 令和2年11月30日（月）
14:00～16:00

講 師
弁護士法人 太陽綜合法律事務所

場 所 新見商工会議所 3階研修室

弁護士 **馬場 幸三** 先生

受講料 無 料

弁護士 **川端美智子** 先生

令和2年4月1日より改正民法が施行されました。約120年ぶりの改正では社会・経済環境の変化へ対応した見直しが行われました。中小・小規模事業者においては債権管理や契約締結など経済活動を行う上で適切な理解と対策が必要です。

このセミナーでは、特に実務で対応が必要になっている項目を中心に解説をして頂きます。また、講師の弁護士経験から、商取引等で実際に問題になり得るエピソードなどもお聞かせいただけることと思いますので、是非ともこの機会にご聴講頂きますようご案内申し上げます。

セミナーの内容

- 改正民法の概要
- 消滅時効制度の改正
- 保証人制度の改正
- 債務不履行・解除に関する改正
- 定型約款に関する規定の新設
- その他

主 催 新見商工会議所・新見中小企業相談所 **後 援** （公社）新見法人会

お 願 い 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用で受講をお願い致します。

お申し込み 下記の申込み書にご記入の上、11月25日までにお申し込み下さい。

新見商工会議所 指導課 FAX 72-0347 TEL 72-2139

<切り取り>

新見商工会議所 指導課 宛（FAX：72-0347）

改正民法（債権法）セミナー（11月30日） 参加申込書

事業所名		受 講 者 氏 名	
所在地			
電話番号			

※ご記入いただいた個人情報につきましては、当商工会議所からの各種情報提供の目的のみに使用いたします。